

**(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)**

**第34条** 別表第8の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの(以下「指定可燃物」という。)のうち可燃性固体類(同表備考第6号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。)及び可燃性液体類(同表備考第8号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。)並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類(以下「可燃性液体類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 可燃性固体類(別表第8備考第6号エに該当するものを除く。)にあつては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの項において、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器)又はこれと同等以上であると認められる容器(以下この号において「内装容器等」という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ アの内装容器等には、見やすい箇所に可燃性液体類等の化学名又は通称名及び数量の表示並びに「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する他の表示をすること。ただし、化粧品の内装容器等で最大容量が300ミリリットル以下のものについては、この限りでない。

(2) 可燃性液体類等(別表第8備考第6号エに該当するものを除く。)を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

(3) 可燃性液体類等は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

(4) 前号の基準は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うにあつて、同号の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講ずること。

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類(以下「可燃性固体類等」という。)にあつては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数(貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第8に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。)に応じ次の表に掲げる幅の空地进行、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあつては1メートル以上の幅の空地进行をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	2メートル以上
	200以上	3メートル以上
その他の場合	1以上20未満	1メートル以上
	20以上200未満	3メートル以上
	200以上	5メートル以上

(2) 別表第 8 で定める数量の 20 倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内において行うこと。ただし、その周囲に幅 1 メートル（別表第 8 で定める数量の 200 倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3 メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

3 前 2 項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、第 31 条から第 32 条の 8 まで（第 32 条の 2 第 1 項第 16 号及び第 17 号、第 32 条の 3 第 2 項第 1 号並びに第 32 条の 7 を除く。）の規定を準用する。

### 別表第 8

品 名		数 量
綿花類		200 キログラム
木毛及びかんなくず		400 キログラム
ぼろ及び紙くず		1,000 キログラム
糸類		1,000 キログラム
わら類		1,000 キログラム
再生資源燃料		1,000 キログラム
可燃性固体類		3,000 キログラム
石炭・木炭類		10,000 キログラム
可燃性液体類		2 立方メートル
木材加工品及び木くず		10 立方メートル
合成樹脂類	発泡させたもの	20 立方メートル
	その他のもの	3,000 キログラム

### 備考

- (1) 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- (2) ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。）をいう。
- (3) 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む。）及び繭をいう。
- (4) わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- (5) 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。
- (6) 可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの（1 気圧において、温度 20 度を超え 40 度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又はエのいずれかに該当するものを含む。）をいう。
  - ア 引火点が 40 度以上 100 度未満のもの
  - イ 引火点が 70 度以上 100 度未満のもの
  - ウ 引火点が 100 度以上 200 度未満で、かつ、燃焼熱量が 34 キロジュール毎グラム以上であるもの

エ 引火点が 200 度以上で、かつ、燃焼熱量が 34 キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が 100 度未満のもの

(7) 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。

(8) 可燃性液体類とは、法別表第 1 備考第 14 号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第 15 号及び第 16 号の総務省令で定める物品で 1 気圧において温度 20 度で液状であるもの、同表備考第 17 号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で 1 気圧において温度 20 度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（1 気圧において、温度 20 度で液状であるものに限る。）で 1 気圧において引火点が 250 度以上のものをいう。

(9) 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。

## ○火災予防規則

### （防火上有効な塀）

**第 25 条** 条例第 32 条の 3 第 2 項第 1 号及び第 34 条第 2 項第 1 号に規定する防火上有効な塀は、高さ 2 メートル以上の不燃材料で造ったものとする。

### （標識等）

**第 37 条** 条例第 12 条第 1 項第 5 号（条例第 8 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 12 条第 3 項、第 12 条の 2 第 2 項、第 13 条第 2 項及び第 3 項並びに第 14 条第 2 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）、第 18 条第 3 号、第 24 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項、第 32 条の 2 第 2 項第 1 号（条例第 34 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 35 条第 2 項第 1 号並びに第 52 条第 4 号（条例第 55 条において準用する場合を含む。）並びに第 24 条第 5 号及び次項に掲げる標識及び掲示板は、別表第 5 に定める規格によるものとする。

2 （略）

### 別表第 5（抜粋）

種 別			標識又は掲示板等の規格				
			記載事項	色		大きさ	
				地	文字	幅 (cm 以上)	長さ (cm 以上)
指定可燃物貯蔵・取扱場所 (条例第 34 条第 3 項、第 35 条第 2 項第 1 号)	移動タンク以外	各品各共通	指定可燃物貯蔵取扱所	白	黒	30	60
			品名・最大数量	白	黒	30	60
			「整理整とん」	白	黒	30	60
	可燃性液体類等	赤	白	30	60		
移動タンク		類・品名・最大数量	白	黒	30	45	
		「指定可燃物」	黒	黄	30	30	

## 【解釈及び運用】

### 1 第1項

#### (1) 第1号ア

可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合についての基準を危険物に準じて規定したものである。

表34-1左欄の区分に応じて、右欄に掲げる危険物において適応する容器又はこれと同等以上であると認められる容器に収納し、又は詰め替えるとともに、漏れないように容器を密封するよう定められている。

表34-1

区 分	容 器
可燃性固体類 (条例別表第8備考第6号エに該当するものを除く。)	危規則別表第3に掲げる第2類の危険等級Ⅲの危険物
可燃性液体類及び少量危険物に該当する動植物油類	危規則別表第3の2に掲げる第4類の危険等級Ⅲの危険物

#### (2) 第2号

「高さ」の測定は、屋外にあっては地盤面、屋内にあっては床面から最上段の容器の頂部までの距離とすること。

#### (3) 第3号

可燃性液体類及び可燃性固体類は、動植物油類その他第4類の危険物と同様に、表面から発生する蒸気が空気と混合して、一定の混合比（燃焼範囲）の可燃性混合ガスを形成した場合に、炎や火花等の火源により引火し、火炎、爆発に至ることがあるため、次のことに十分留意する必要がある。

ア 炎、火花及び高温体等との接近及び接触を避けること。

イ みだりに蒸気を発生させないようにするとともに、蒸気を発生させる取扱いをする場合は、換気設備等を設け、蒸気を排出させること。取り扱う場所の位置及び構造等により、自然換気設備等による換気が困難な場合は、強制換気設備を設ける必要がある。

#### (4) 第4号

本号では、可燃性液体類等が有する危険性に応じた貯蔵及び取扱いに関する前号の規定について、日常の業務において当該規定によらないことが通常である場合については適用しない。

ただし、適合しない状態で可燃性液体類等を貯蔵又は取り扱う場合、前号の規定と同等以上の安全性を確保するための措置をとらなければならない。

### 2 第2項

#### (1) 第1号

可燃性液体類等を屋外で貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準を規定するものである。

ア 貯蔵し、又は取り扱う場所が、建築物の屋上である場合には、原則として屋外として取扱い、本号の規定を適用すること。

イ 「貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲」とは、屋外における貯蔵及び取扱い場所の境界には、溝、排水溝、囲い、柵等を設け、明示することとし、当該明示の周囲をいうものであること。

ウ 動植物油類の場合の「防火上有効な塀」とは、規則第25条によるほか、次によること。

(ア) 貯蔵又は取扱いに係る施設の高さが2mを超える場合には、当該施設の高さ以上とすること。

(イ) 幅は、空地を保有することができない部分を遮へいできる範囲以上とすること。

(ウ) 構造は、風圧力及び地震動により容易に倒壊、破損等しないものとする。

エ 「**タンク又は金属製容器**」とは、条例第32条の4第2項第1号に規定するタンク又は第1項第1号アに規定する容器のうち金属製容器をいうものであること。

(2) 第2号

条例別表第8で定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準であり、一定の構造及び設備を有する室内で行うよう規定している。

ア 可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う建築物(室)の壁、柱、床及び天井(天井のない場合は、はり又は屋根)は、不燃材料で造ることとされており、内装のみを不燃材料で覆うことで足りるものではない。

イ 本号ただし書の規定は、アの規定による室内で貯蔵し、又は取り扱うことができない場合についての救済規定である。周囲の空地を保有し、又は防火上有効な隔壁(小屋裏まで達する防火構造の壁)によって隣接する部分との間に延焼防止上有効な措置が講じられている建築物その他の工作物内にあつては、壁、柱、床、及び天井(天井のない場合は、はり又は屋根)を不燃材料で覆うことにより、可燃性固体類等の貯蔵及び取扱いを認めて差し支えない。(図34-1参照)

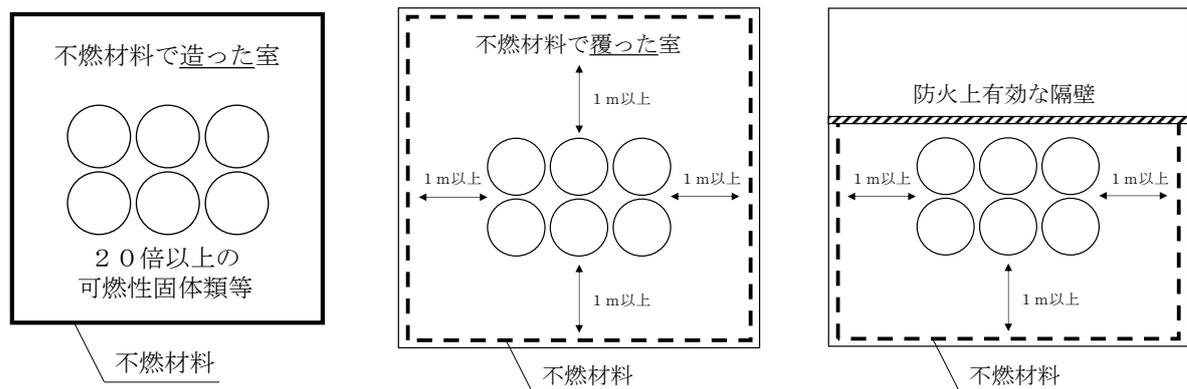


図34-1 20倍以上の可燃性固体類等を屋内に貯蔵し、又は取り扱う場合の例

3 第3項

条例第31条から第32条の8まで(指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)についての規定が、条例第32条の2第1項第16号及び第17号、第32条の3第2項第1号並びに第32条の7を除いて、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等に準用されることを規定している。